

会 議 録

会議名	令和元年度 第1回豊田市入札監視委員会		
日 時	令和元年6月26日(水) 午後3時00分～午後5時00分		
場 所	豊田市役所 南庁舎5階 53会議室		
出席者	委員長 曾我部 博之	総務部	副部長 辻 邦恵
	委 員 河野 伊知郎		検査監 田中 統
	岡田 千絵	契約課	課 長 能見 秀行
	丹羽 忠彦		副課長 出口 ひさと
			担当長 岸上 和美
			担当長 山口 敏宏
			担当長 中條 圭祐
		上下水道局総務課	課 長 水谷 隆治
			副課長 古澤 篤史
		担当長 成瀬 孝紀	

1 総務部副部長あいさつ

2 報告事項

(1) 平成30年度の契約状況

◇市長部局

質 問	回 答
業務委託の平成30年度契約金額の減少要因が平成29年度に締結した大型契約（渡刈クリーンセンター包括運転維持管理業務委託）がなくなったためとのことであるが、数年後に再度、増加要因となるのか。	当該案件は5年の複数年契約であるので、5年ごとに契約総額が増加する要因となる。
工事の平成28年度の不調不成立の発生割合が低かった要因は何か。	東日本大震災等災害復旧工事の本格化など、全国的な建設需要の高まりにより平成25年度に不調不成立の発生割合がピークとなったが、26年度以降入札制度の簡素化などの対策に努め、徐々に発生割合が下がったものと推測している。
平均落札率とはどのように算出しているのか。	案件ごとの落札率の単純平均としている。
落札総額を予定価格総額で除したものが平均落札率としてふさわしいのではないか。	案件ごとの価格を加味した加重平均の場合、高額案件の落札率に影響されて全体の傾向が見えなくなるため、1件ごとの落札率の単純平均で算出している。なお、予算に対する執行率などに着目する場合は加重平均を用いることもある。
不調、不成立以外に契約に至らなかった案件はあるのか。	違算等により途中で中止した案件があるが、不調不成立の発生割合の算出には含んでいない。

工事の発注数が増えていることも不調不成立の発生要因となるのか。	平成30年度は発注数・発注額とも増加しており、不調不成立発生の一因と考えられる。東京五輪や消費増税の影響による建設需要が落ち着いてくれば、今後不調不成立が減少する可能性はある。
---------------------------------	--

◇上下水道局

質 問	回 答
薬品等の購入は市内本店業者以外の受注であるが、今後も同様か。	対応できる市内本店業者がない又は少ないため、今後も市外業者の受注が続くと考えている。
平成27年度は前後の年度に比べ業務委託の契約金額が増加しているが、要因は何か。	業務委託は施設の維持管理委託など複数年契約も多く、更新が重なる年度は増額となる。
市長部局と同様に不調不成立が増加しているが、特別な要因はあるのか。	市長部局と同様の運用をしているため、同じような傾向となっている。上下水道局特有の要因ではないと考える。

(2) 入札参加停止等の状況

◇上下水道局職員による入札に係る情報漏えいに対する懲戒処分の発令及び関係業者に対する入札参加停止の決定について

質 問	回 答
11月に不正の疑いを認識してから2月の当該職員への聞き取りまで時間がかかったのはなぜか。	11月から当該職員が病休となり、1月末に復職した後の聞き取りとなった。病休中は本人の心身の状態から医師による面会制限があり、聞き取りができなかった。
当該職員が他者作成の設計書を十数件見た形跡があるとのことだが、案件は特定できないのか。	積算システムのログイン記録から、当該職員が設計書の複写機能を使用して、他者作成の設計書を十数回閲覧したことは判明したが、どの設計書を複写したのかまでは追うことができなかった。
当該職員の証言から、情報が漏えいした工事は特定できないのか。	全部で10件程度示唆したが、工事名は覚えていないと証言している。
当該職員から業者に対して、どのように金額を示唆したのか。	窓口等で業者と面談し、業者が示した見積額に対して「上」や「下」と示唆をした。
当該職員が情報漏えいした動機は何か。	不調不成立の発生による事業の遅延を避けたいとの思いであったと聞いている。
動機がはっきりしないと、有効な再発防止策が取れないのではないかと。不調不成立の増加が動機の一つであるなら、それを削減することで有効な再発防止策となる。	動機については引き続き検証する。不調不成立については、今後も効果的な抑制策の実施を検討していく。
11月に不正の疑いを認識して以降、当該業者が落札した案件はあるか。	市長部局で契約まで至った案件がある。
11月以降の入札で、当該業者を排除することはできなかったのか。	入札参加停止が決定していない段階では、当該業者のみ排除することはできない。
業者から入札参加停止に対する不服申し立てはないのか。	入札参加停止は行政処分ではないため、行政不服審査法に基づく審査請求の対象にはならないと考

	えている。今のところ、業者から対抗措置等の動きはない。
今回の件を委員は報道により知った。入札監視委員会委員としては、事前に情報提供してほしかった。	ご指摘については、委員会の運営上至らない点があったと反省している。

3 審議事項

(1) 平成31年3月議会・令和元年6月議会案件

質 問	回 答
入札参加要件の緩和について基準はあるのか。	入札参加要件については内規により一定の基準を定めている。要件緩和の実施については、発注内容や発注時期等に応じて、案件ごとにケースバイケースで必要性を判断している。

(2) 委員選定案件等

質 問	回 答
入札の執行回数が2回、3回となっている案件があるが、執行回数に制限はあるのか。	通常は2回までで、3回となるのは不落随契に移行した場合である。不落随契に移行した場合の随契交渉には回数制限はなく、業者が順次金額を下げていって、価格が折り合ったところで交渉成立となり、執行回数としては3回と記載される。
全ての案件で不落随契を行っているのか。	2回目の入札不調後に不落随契に移行する案件は、あらかじめ案件公告にその旨を表示しておく必要がある。通常、初めて発注する案件では不落随契は適用しないが、不調不成立になった案件を再発注する場合などに適用することが多い。

4 その他

(1) 水道施設工事における発注基準の見直しについて

質 問	回 答
屋内修繕工事の実績がなくても品質に問題はないのか。	関係機関にヒアリングし、問題がないことを確認する。

(2) 第2回委員会の開催予定について 第2回開催予定は、11月を予定